

議案第 82 号

里庄町特別職報酬等審議会条例の一部改正について

里庄町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 26 年 12 月 15 日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）の施行に伴い、教育長が常勤の特別職の職員となるため、里庄町特別職報酬等審議会の所掌事項に教育長の給料の額に関するものを加える必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

平成 26 年 12 月 日公布  
里 庄 町 条 例 第 号

里庄町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

里庄町特別職報酬等審議会条例（昭和 39 年里庄町条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「町長及び副町長」を「町長、副町長及び教育長」に改める。

附 則

この条例は公布の日から施行する。